

## 12 インターネットにおける人権

誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる社会の実現

### 【現状と課題】

- 情報発信技術の飛躍的な発展により、インターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。また、インターネットに接続可能な端末も多様化（パソコン・スマートフォン・携帯電話・タブレット・携帯ゲーム機・音楽プレーヤーなど）しています。

倫理観の欠如した無責任な情報発信、プライバシー侵害、名誉毀損、人種差別や部落差別を助長する書き込み等が発生し、情報が瞬時に広範囲に広がり削除が難しいため影響が大きく、深刻な人権問題となっています。
- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、インターネット上で問題があると思われることとしては「無断で他人のプライバシーに関することが掲載される」「他人を誹謗中傷する表現が掲載される」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」という回答が上位を占めました。
- 「プロバイダ責任制限法」によって、権利を侵害されたとする者からの申出等によってプロバイダ等が侵害情報の送信防止措置を講じることが期待されており、同法の趣旨を踏まえて侵害情報の削除要請ルールを公表して送信防止措置を講じるプロバイダ等も多数存在し、地方法務局等の法務省人権擁護機関は個人の相談に応じてプロバイダ等へ侵害情報の削除要請を行っています。

しかし、プロバイダ等には送信情報の常時監視義務はなく、侵害情報の発信が頻繁に行われるため、侵害情報も頻繁に流通しています。

本県においては、インターネット上での差別的書込等に適切に対応するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じるよう国へ要望しています。
- インターネットは全世界に通じているため様々な情報が簡単に得られる反面、有害な情報も閲覧が可能です。その使い方を誤ると犯罪の被害者になってしまったり、他人の名誉を傷つけてしまうおそれがあります。
- こうした中、インターネットに接続する機能を有するゲーム機の普及や、インターネットを使ったコミュニケーションが拡大していることから、青少年が安心してインターネットを利用できるよう、平成26（2014）年、「鳥取県青少年健全育成条例」を改正し、販売業者の説明義務や保護者の監督責任を盛り込みました。
- 本県では、平成27（2015）年に、小学校6年生、中学校2年生、高校2年生とその保護者、未就学児の保護者を対象に「インターネットの利用に関するアンケート」を実施しました。インターネットの利用率は小学校6年生で約80%、中学校2年生で約86%、高校2年生で約96%となり、利用機会の拡大と利用の低年齢化が進んでおり、インターネットの危険性について説明を受けたり、学んだりした経験を聞いたところ、「学校で教えてもらった」が約80%で最も多く、次いで「家の人（保護者など）に教えてもらった」が約38%、「テレビや本・パンフレットで知った」が約34%となっています。一方、「特に教えてもらったり、学んだりしたことはない」は

約6%となっています。

また、小学生の約13%、中学生の約28%、高校生の約38%が「何らかのトラブルを経験したことがある」と回答しており、「人間関係のトラブルがあった」「勝手に写真や個人情報を掲示板などに載せられた」「メール等による悪口を送られた」など誹謗中傷、無許可による画像掲載などのトラブルも増加しています。

トラブルにあった時の相談先は、主に「家族」や「友人」など身近な人が主ですが、学年が上がるにつれて家族よりも友人に相談することが増える傾向にあります。学年が上がるにつれて、「放っておいた（誰にも相談しなかった）」とする割合も高くなっています。

また、「使いすぎて睡眠不足になった」「メール等が気になりスマートフォン等が手放せない」などの依存傾向を示す回答も学年が上がるにつれて増加しており、健康な育ちが損なわれているような状況がうかがわれます。

- 他人のプライバシーや名誉に対する正しい理解を深めるための啓発普及、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルの教育啓発、プロバイダや管理者等関係者による、健全なインターネット利用環境の整備などの取組が重要です。

教育現場では情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開していますが、引き続き保護者への啓発等家庭教育と連携した取組も必要です。

## 【施策の基本的方向】

### (1) 教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階を踏まえながら、主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力、自他の権利を尊重し情報社会での責任をもつことや危険回避等情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラルを育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、インターネットの特性とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法について理解を深めるなど、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

啓発においては、プライバシーや名誉に関する教育啓発はもとより、インターネットの特性とその影響を具体的な事例も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育啓発の充実に努めます。

併せて、青少年の携帯電話（スマートフォン）やゲーム機、音楽プレーヤーなどインターネットに接続可能な機器による有害情報の閲覧の防止のため、青少年の年齢やインターネットを適切に活用する能力に応じてペアレンタルコントロール（注11）が適切に実施されるよう、保護者への普及啓発に努めます。

### (2) 相談支援体制の充実

ホームページや掲示板上で名誉を毀損するような悪質な掲示をされるなどインターネット上で人権を侵害された人からの相談に対応して、本人による削除依頼の対応等を助言するほか、インターネットに関する法律・制度についての情報提供を行います。

また、ネットいじめを含む子どもに関わるさまざまな不安や悩みについて、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

### (3) インターネット上での人権侵害行為への対応

法務省人権擁護機関及び市町村と連携して人権意識を高めるための啓発はもとより、不特定多数の者に関わる差別的、社会的に影響の大きい掲示や児童生徒のいじめに関する書込等に対して、プロバイダ等に削除要請をするなどして、被害の拡大防止に努めます。

また、児童生徒を対象にしたネットパトロールを実施して、インターネットを使ったコミュニケーションツールや掲示板等への書き込みによる人権侵害行為について早期発見と早期対応に努めます。

#### (4) 青少年の健全な育成のための環境整備

家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロール、フィルタリング（有害なインターネットのサイトを閲覧できなくする）機能の活用などの普及を図り、青少年が安全に安心してインターネットが利用できる環境の整備に努めます。

また、インターネットの急速な普及の影響によって、子どもたちの健全な育ちが損なわれないうよう、メディアを含めた関係団体やNPOと協働し、フォーラムや草の根的な学習会を実施するなど、早急かつ幅広く地域や保護者への啓発を図ります。

(注11) ペアレンタルコントロール：青少年が安全に安心してインターネットを利用するため、保護者が同意した機能に限りインターネットを利用できるようにするなど、保護者が行うべき措置のこと